

## 諮問対象外とした事項にかかる御意見について

目次	提出意見内容	事務局回答
⑨ ⑨ 2 保 有 個 人 情 報 の 不 開 示 に 関 す る 事 項	<p>(例示の)「指導」等について、本市の行政手続条例には、国の行政手続法とは異なる位置づけになる。指導に関する規定(条例29条)が置かれ、これを担保する公表措置(条例35条)さらには行手審議会設置(条例38条)まで定めている。これらは国法にない制度化であるから、「指導」「相談」も条例規定に明記すべきである。</p>	<p>78条1項の例示規定についてのご説明が十分にできておらず申し訳ございません。本項は、自由に条例で規定が許容される事項ではなく、情報公開条例と個人情報保護法の間の不整合がある場合、78条2項により、条例により規定が可能とされている事項でございました。そのため、現行条例と法との間の例示事項の不整合は想定されておらず、現行条例の差は、78条1項7号柱書後段の「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にて手当てができるとの解釈が示されているため、例示を規定しないものです。(別添ア)</p>
	<p>行政機関等匿名加工情報の取り扱いはどうするか明らかにすべき。</p>	<p>行政機関等匿名加工情報は、保有個人情報を匿名化して作成した、個人情報とは別の定義の情報となり、開示請求の対象とはなりません。</p> <p>なお、この情報を公文書公開制度で公開してしまいますと、手数料を払って契約した提供先に不利益となりますので、情報公開条例側での非公開を定める予定です。</p>
② 条 例 要 配 慮 個 人 情 報	<p>市の「対応の方向性(案)」は消極的に感じられる。平成13年制定(31年)条例改称による『男女共同参画および多様「性」条例』の経緯およびその「前文」趣旨(男女共同参画の形成を位置付け、性別における差別や偏見の解消や、対等な参画機会の確保に向け多くの取組を続けてきました。しかし、いまなお性別によって役割を分ける慣行や意識、それを助長する制度は残存し続け、実質的な男女の平等を阻んでいる現実があります。さらに近年では、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消に向けた取組を求める声が強まっています。)からいえば、横須賀市独自の施策としてのジェンダー多様性に配慮した規定を新条例に用意することが必須と考えられる。</p>	<p>本項を条例に規定しないことは、決して消極的であるためではなく、現行条例に規定された要配慮個人情報は法の規定により手当てされると解釈できるため、積極的に法の規定を適用し、引き続き要配慮個人情報の厳格な取り扱いを行ってまいります。</p> <p>なお、LGBT情報に関しましては、本市においては特別に配慮を行うこと自体が人権上問題であり、配慮の必要のないノーマルな方々であるという認識であるため、本項に規定しないことを想定しているものです。</p>

## 諮問対象外とした事項にかかる御意見について

目次	提出意見内容	事務局回答
④ 安 全 管 理 措 置	<p>(今村委員長) 現行文書管理規程の見直しが必要か。</p> <p>(伊東委員) 改正法の施行・条例の廃止・制定を見据えた上での「安全管理措置」内容・体制を明らかにしてほしい。</p>	<p>文書管理規程を含めた諸則について、法の規定や、講ずべき安全管理措置との整合性を図りながら、条例制定と併せて、検討してまいります。なお、規則等について現状で具体案をお示しできる段階になく恐縮ですが、国より示された安全管理措置指針を参考に、基準や体制を整備してまいります。(別添イ)</p>
	<p>いわゆる横出し条例として、現行市条例11条を新施行条例で定めても良いのではないかと思います。</p>	<p>現行条例11条の第1項、第2項の規定に関しましては、法第65条、66条に渡って同様規定がなされています。第3項の不要な個人情報の消去の規定は条例に規定不可とされています。(別添ウ) 第4項の管理者の規定については今後の安全管理措置の上でより上位の統括管理者(仮)を設けることも検討する中、組織替えに柔軟に対応することも考慮し、規則(要綱)によって安全管理措置として規定することを想定しています。</p>
⑰ 責 務 規 定 ( Q & A )	<p>近時発覚した個人情報の大量漏洩事件を教訓として、事業者およびその被用者となる可能性のある市民を想定して、訓示的に個人情報保護の自覚およびその重要性を啓発する趣旨の規定を用意すべきと考える。</p>	<p>事業者については、法で個人情報の取り扱いの義務が規定されており、本市の施行条例によって事業者に訓示的に個人情報保護の自覚及びその重要性を啓発することはなじまないと考えます。</p> <p>一方で、個人情報の大量漏洩事件を教訓として、実効的に事業者へ対策を促すことは重要と考えております。具体的には、個人情報の取り扱いの委託を契約する際に、「個人情報の取扱いに関する特記事項(個別の契約における事業者の義務事項)」を必ず付し、その遵守を個別の事業者徹底してまいります。</p> <p>この取扱いは、安全管理措置を定める規則(要綱)に盛り込むこととします。</p>